

## タイ国の産業法：東南アジア社会法研究：その三

高田，源清  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1616>

---

出版情報：法政研究. 37 (1/2), pp.63-94, 1971-01-31. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



# タイ国の産業法

——東南アジア会社法研究——その三——

高田源清

資料

- 一、はしがき
- 二、産業構造と経済立法
  - (イ) 経済開発計画
  - (ロ) 産業投資奨励法の制定と運用
  - (ハ) 工場立地規制
  - (ニ) 鉱業開発
  - (ホ) 会社制度
    - (1) 概説
    - (2) リミテッド・カンパニー
    - (3) オーデナリー・パートナーシップ
    - (4) リミテッド・パートナーシップ
  - (ヘ) 公社制度
  - (ト) その他の産業関係法
- 三、結び

## 一、はしがき

タイ国は、南は赤道直下に近い北緯五度三五分から、北は北緯二〇度一五分にわたり、東西は東経九七度三〇分から一〇六度に至る地域で、総面積五万四千平方呎の面積は、わが日本の約一・四倍にあたる。その全土が熱帯に属するので、年平均温度は北部で約二六度、南部では約二八度で、年間の温度差が少ない。<sup>(1)</sup> 総人口は、一九六六年現在で三、六〇〇万人と推定されていたが、人口増加率は年三%を越える高い国である。その人種構成はタイ族の外、東北部と北部のラオ族、南部のマレー族、そして約四〇万人の中国華僑、その他より成るが、そのタイ人と称しタイ国籍を持つ者にも、中国人が約三百万人いるのではないかと見られている。<sup>(2)</sup>

タイ族がインドシナ半島の中央部チャオプラヤ河 (Menam Chao Phraya) の流域に建国したのは十三世紀前半で、最初のスコータイ (Sukhathai) 王朝 (一二三八—一三七〇年) に次いでアユタヤ (Ayutthaya) 王朝 (一三七〇—一七六七年) となったが、同王朝第二四代のプラサート・トーング (Prasart Thong) は、諸外国との貿易を王室の独占として栄華を誇ったが、同時に国王を頂点とする王族と官僚貴族群と一般大衆・奴隷の同国の支配的階層が著しくなった。しかしこのアユタヤ王朝は四一七年に亘りその王制を維持したがビルマの砲火で壊滅した。その後中国系のターク・シン (Tak Sing) 王 (一七六七—一七八二年) により再び独立を取戻したが、その頃から華僑の積極的な移入策をとり、それが現ラタナコーシン (Ratanakosin) 王朝 (一七八二—) でも引継がれたため前述のような人口構成となったのである。北部山岳のラオ族は別としても、中部のタイ族は専ら農業で、しかも単作農業であり、その生活向上が低迷しつづけたのは、主として商業・貿易・農産加工業などは殆んど華僑に押えられる現在の如き結果を招来したと見られる。<sup>(3)</sup>

他方西欧人は十六世紀には、宗教と武器を両手にして東漸したが、とりわけフランスの政治的野心に反発する排外

党が、その軍隊と宣教師を追い出して以来約百五〇年に亘り鎖国政策を維持し、一九世紀に入りラーマ四世モンクット (Mongkut) 王 (一八五二—一八六八年) が、英国との間に友好通商条約 (同条約の英側の使節団長 John Bowring の名をとりボウリング条約と呼称される) で、漸く対外貿易を再開し、同時に王室による貿易独占の制度も廃止した。それに引続いて他の諸国とも同種の条約を締結して貿易の自由化時代を迎え、それまでの自給自足経済から商品経済へと踏み出したわけである。先進国から安価な消費財工業製品が輸入され、タイからは米の輸出が主力であった。外国資本も活発になることになり大規模の工業も建設されたが、その主な国は英国であった。そして英国その他に留学した少壮武官が自由民権思想を身につけて帰る者が多くなったのに、王族は旧態依然として権力の座にあぐらをかいて政治腐敗の度を高めていたので、第一次大戦後の経済不況も背景となり、一九三二年にこれらの文武官を主力とする人民党が立憲革命を起し、数百年に亘った専制君主政体を倒して立憲君主政体を確立した。しかしその後も文武両派の抗争があったが、一九三八年に政権をとった武官派のピブンは、国内にタイ・ニョムと称する国粋運動を起し、国産品使用の奨励を行い、国外には大タイ運動を展開して東部で有利な国境改訂を行なった。また同国で強大な経済力を保持していた華僑に対しては抑圧と同化政策をとり、民族資本の育成と自立経済の確立への道をえらび、製紙・織物・製糖などの工場建設をし、他方鉄道・水利・電気事業などの公共部門にも投資して、外国資本からの束縛の排除に努力した。そして第二次大戦となるや、米の輸出市場を失ったが、他面消費財の輸入も止まったため、急速に国内工業が伸びた。一九四三年には、わが日本と同盟条約を結び、英国などの外国資本の接収と華僑の弾圧で著しく自立経済の道を拓いた<sup>(4)</sup>。

そして、この第二次大戦終了時には、日本と同盟関係があったにもかかわらず、敗戦国扱いを巧妙に免れた。諸列強の東南アジア植民地化時代にも、唯一国独立国として生きのび、さらに現在まで何回かのクーデターを起して政

権の争奪を繰り返したにもかかわらず、王制のみは依然として維持している。これは同国の国教としての小乗仏教にもよることが多いが、農業国としての性格、そのスロー・テンポであるが、常に柔軟な政治姿勢などによるものと言えよう。<sup>(5)</sup>

(1) タイ国の気候、風土、地勢が同国の経済事情に及ぼす影響などについては、山口弥一郎著「東南アジアの地誌」二二三頁以下参照。

(2) タイの民族移動とタイ国の成立に至る経過については山口氏前掲書二三〇頁以下、中村豊一「タイ・ビルマ」(東南アジア開発選書四巻)三頁以下など参照。山口氏、前掲書二二二頁によれば、タイ族一、八五八万人、中国人三〇〇万人、マレイ人、六七万人、クメール族一八万人、ベトナム人二万五千人、インド及びパキスタン人六万人、モン族六万人、カレン族六万人、西欧人五千人、その他一五万人と表示されている。

(3) タイ国の王朝の興亡と変遷についての詳細は、鹿島平和研究所編「タイ・ビルマ」一〇頁以下。本岡武氏「タイ国政治の長期的動向を規定する条件」(開発途上国の政治社会構造所収)及び矢野武氏「サリットとタイ国の親米外交」(同上)など参照。そして、最近のタイ諸民族の事情については、白鳥芳郎氏「タイ国の歴史と文化」(アジア・レビュー、一九七〇年第二号、二二〇頁以下、更に華僑対策と植民地主義と民族問題については、矢野暢氏「タイ国の民族問題の政治的構造」(アジア・レビュー、一九七〇年度第二号一二八頁以下参照。特に後者では、同国における体制内の華僑問題、そしてそのタイ化の問題、さらには同国で悩みの種となっている容共的華僑の問題など詳細である。

(5) タイ国の第二次大戦後の主な政治的エヴィントを、年次を示して掲記すれば次の如くである。すなわち(1)一九五一年一月二十九日、タイの陸海空三軍の無血クデーター(議会と政党の解散、臨時執政会議)、(2)一九五一年二月八日ビブン新内閣成立、(3)一九五二年三月八日タイ新憲法公布、(4)一九五二年一月一三日、タイ反共法成立、(5)一九五五年九月、政党活動再開、(6)一九五七年九月、サリット元師のクデーター(ビブン失脚、議会政治否認、軍政実施)、(7)一九五八年サリット元師の第二次クデーター(憲法廃止、議会解散)、(8)一九五八年一月二四日、カンボジャとの外交関係一時停止(一九五

九年二月六日再開）、(9)一九五九年二月一〇日、サリット内閣成立、(10)一九六一年カンボジャと断交、(11)一九六二年三月六日、米・タイ外相共同声明により、米はタイに防衛援助を約束、(12)一九六三年二月八日サリット首相死亡、(13)一九六九年二月一〇日、タイで一二年振りの総選挙、(14)一九六九年九月一〇日、タイ首相、米軍撤兵に合意を発表。

## 二、産業構造と経済立法

### (イ) 経済開発計画

タイの中南部はメナム河、ソンコイ川、イワラジ川の形成した堆積平野地帯であり、熱帯であるため米作中心の農業国として永く、その国民経済を維持したが、チーク材を主とした森林資源と、主として華僑の支配下にあったが天然ゴムの担った経済役割も著しかったが、工業の分野の発展は、前述の鎖国時代もたつて極めておくれ、僅かに米・とうもろこし・ケナフ・タピオカなどの第一次製品の加工にとどまる家内工業が存するだけであった。そうした事情から米その他の農産物、それに天然資源としてのチーク材と錫などを輸出して、殆どどの工業製品を輸入にあおぐという垂直貿易の状態を改善しようとして、先ず一九五四年一〇月に「国家経済開発株式会社」(NEDC)を政府出資で創設して、麻袋・製紙・砂糖などの分野で近代工場を経営し初め、さらに織布・ガラス・電池・煙草・酒精・石油精製・合板製材・缶詰食品・セメントなどの工場を国防省、工業省、大蔵省、保険省、農林省の直営工場として創設した。<sup>3)</sup>しかしこれらの官営工場は国庫収入をあげるためのもので、経済外的理由の比重が大きく、ために能率が悪く経済成果をあげ得なかった。こうした情勢下に既述のサリット政権が一九五八年二月に誕生し、軍事政権として反共政策を掲げ、世界銀行調査団の勧告にもとづき第一次国家経済開発六ヶ年計画(一九六一年一〇月—一九六七年九月)を発表し、その実施のために、一九六二年には「産業投資促進法」(Promotion of Industrial Investment Act)を

制定した。そしてこの六カ年計画でも、政府は民間工業と競合する工場は設立しないことを方針として打出し、更に政府はいかなる場合にも、民間企業を国有しないと約束した。そして一九六六年一〇月から第二次五ヶ年計画を同じ線にそって実施している。こうしてタイの工業政策は、外資導入を主とし、しかも消費財工業のみでなく、生産財部門への投資が続いており、わが国の企業進出も著しいが、 베트남 戦争に加速されたアメリカ資本の肩入れが大きく、そこに同戦局の如何に大きく左右されるもろさをも蔵する運命にあるといえよう。

すなわち第一次国家経済開発六カ年計画は、次のような目標を掲げたものであった。

1、国民総生産の成長率を年四%乃至五%に引上げ、一人当りの国民所得は年平均増加率を現在の二%から三%とする。

2、農業生産を年平均三%の割で増加させる。

3、工業所得は年率一〇%を、一九六三年までに一二%にする。

4、資本貯蓄率は、現在の国民総生産に対し年率一四乃至一五%とし、恒常的に一五%以上に維持すること。

5、電力、運輸、通信、教育、公衆衛生の改善をはかる。

6、外国貿易の振興をはかる。

そして、この六カ年計画に必要な資金は三二六億バーツで、その中約七〇%弱を国内資金により、外国資金は約三%を占めるといふものであった。もちろん、その外国資本は民間資本だけではなく、外国政府の援助・借款に依存する度合が多く、しかもそれらを採鉱、建設用設備、発電機、鉄道用設備、トラクタ、自動車などの資本財の輸入にあて、一方外国民間資本に対しては前掲の投資促進法で優遇措置をとるといふ方法で実施した。その投資重点目標の第一としていた運輸・通信開発でも、第二としていた農業部門、とりわけ第三としていた電力部門などは極めて順調

に、その実績を結ばせた。<sup>(4)</sup>

その上に立って一九六六年一〇月からの第二次計画では、経済基盤の一層の整備と共に社会福祉と教育部門に最重点をおいている。すなわちその重点指標は次の如くである。

- (1) 所得と社会的恩恵のより公平な配分を期し、所得格差および地域的不均衡を低減するために、辺境の農村人口の所得増加のための農村開発をはかる。<sup>(5)</sup>
- (2) 雇傭機会の拡大と人的資源の質の向上を期して教育と訓練の面からの人力開発をはかる。
- (3) 民間部門（特に工業、商業、サービス面）の役割を高く評価し、必要な経済基盤と健全な投資環境の整備により、民間経済活動を強力に振興し奨励する。<sup>(6)</sup>
- (4) 経済面と社会面の調和のある発展を期して社会開発にも重点を置き、経済問題と平行的に推進する。
- (5) 食糧の供給、急増人口に対する雇用機会の提供、拡大しつつある工業に対する基礎原料の提供および輸入支払に要する外貨獲得の手段として、生産性を向上させた集約農業の発展をはかる。
- (6) 近代的知識を凡ゆる面に適用することを期し、とくに科学部門と工業技術の役割を促進する。
- (7) 開発プロジェクトは可能な最小のコストで最大の利益をあげるべきであり、経済の均衡および国際信頼を阻害することなく健全な経済成長を保証する方策として財政の安定を図る。

そして、この第二次計画の必要資金五五八億バーツは、約七五％を国内資金で賄い、外国資金（借款一〇五億六千万バーツ、贈与五〇億バーツ）は二五％として、極力国内資金の動員に努力していることが注目され、その間の経済成長目標は、第一次計画の実績年率七％に対し、八・五％（五カ年で四五％の成長）を見込み、国内総生産は一九六五年に八二〇億バーツであったものを、一九七一年には一三〇〇億バーツにし、その間の人口増加率三・三％と見込

んでも、一九七一年の一人当り国民所得は約三三〇〇パーツと、一九六五年の二五%以上の増加を企図するものである。<sup>(7)</sup>

(1) 一九六〇年四月のタイ国の国勢調査では、同国の労働人口(十一才以上のもので、総人口二六二五万の五四%)の八二・五%が第一次産業(純農業は八一・二%)に従事し、一九六五年の国内総生産の三四・九%(純農業は二二・一%)を占め、さらに輸出収入は同年輸出総額の大部分たる九〇・六%が、この一次産業であり、しかも、それには米、錫、ケナフ、トウモロコシ、タピオカの六品目で七九%が占められていた。

中部平原は、その米倉であり、北部は混合農業と果樹栽培、南部は樹木栽培(特にゴム園)を主とし、その作付面積でも米が全農地の八四・九%を占め、次いでトウモロコシ六・一%、ゴム五・三%、ジューとケナフ二・二%、タピオカ一・九%であった。

(2) この第一次開発計画実施のために、一九五九年の七月の法律で設置された国家経済開発審議会(NEDB)を中央計画機関として働かせた。本審議会は三段機構を持ち、最高段階を構成する者は首相を議長とし、二名の副首相を副議長とする理事会とし、その理事会には上記審議会の事務総長が職務上の委員として参加し、その外閣僚会議によって任命された政府委員と政府関係者以外の四五名から成るといふ大規模のものである。そして閣僚は本理事会の顧問として活動する、その中直接関与する閣僚は、その部門別小委員会の議長となる。理事会機能は事務総長を含む九名の委員から成る執行委員会によって代行することとされている。この執行委員会は実質的な政策策定機関として定期的に会合するが、これに計画的な作業を行う下部機関として技術経済協力局と外資小委員会をふくむ多くの特別委員会を附置する。

(3) 同国の開発六カ年計画実施前では米の精米業が、その工場の大半を占めていた実情にある。なお、中村氏、前掲書四〇頁によれば、一九六四年当後の国営工場では、セメント三工場、精糖三工場、製紙三工場、麻製三工場、煙草三工場、綿紡四工場など四一工場と称される。

(4) 近代的大工場は、この六カ年計画実施以後のものが多く、しかも外国資本又は合併事業が支配的に多く、それは最初はアメリカ資本が最も多く、やがて西独資本の進出が活発となり、わが日本も競争的に進出を見せた。日本の資本進出について

の詳細は、福岡経済同友会発行「東南アジア諸国への企業進出の条件」(四三年一〇月)一一六頁以下、特にその進出企業リストは二五九頁以下参照、その他、原覚天氏「現代アジア経済論」一一一頁以下、一四九頁以下など参照。

(5) 農業協同組合の普及と灌漑と道路網の伸長により農業生産力を高める計画は進められるが、そのその辺地その他の地域開発計画を国と地方団体双方で推進する。とくにこの第二次開発計画の目的の一を、開発の利益を凡てその地域に配分して、地域的格差を少くすることにおいている。

(6) 第一次計画時代以上に、工業開発については民間投資を促し、主として国内原料を使用し、外貨獲得又は節約できるものに重点をおき、その開発資金の割当にあたっては、公企業への新規設立を制限し、その能率向上のための追加投入に止め、投資委員会による奨励証の発給も年間九〇件を見込み(第一次計画では六年間に合計三六九件であった)、それを、首都圏以外の地方でのものを優遇するという方向を打出している。そのため産業投資奨励法の活用はもちろん、タイ産業金融公庫の資金を拡大増強し、他方その工業の集約化・効率化を高めるため、工業団地の創設をラシットその他につき実施し始めた。

またこの第二次計画でのサービス業、とくに、輸送、建設と観光の分野に相当の力点をおいていることも注目すべく、経済基盤のためにも運輸通信部門に巨額の投資を行なう計画である。すなわち世銀と米國資本による国道プロジェクト、鉄道では機関車のディーゼル化と線路、橋梁の取替に重点をおき、さらに新海港とバンコックの新商業空港の整備が日程にのせられている。また電力の開発も重視し、工業用および家庭用の電力需要を年二五%の率での増加を見込むものである。すなわち、プーミボン、ウボン、ラッタナ、ヤンヒ、ランダムノイ、パタニー、シリキットなどに水力発電を、そしてクラビーにスチーム発電を、さらにブーケットにディーゼル発電を行うものである。この第二次開発計画の中での発電力増加目標は、水力四一萬KW、スチーム二五萬KW、ディーゼル五千KW、計六六萬KW余にのぼるものである。

(7) こうした大経済開発の実施が、その成果を収めるためには、その前提としての基本調査が先行しなくてはならぬが、それは同國政府側にも、民間の団体でも行われていなかったため、一九六二年タイ駐在の米國援助使節団 (The U. S. operation mission to Thailand. USOM) が、資金を出してエバスコ・サービス社に、その工業投資に関する分析の基礎調査として、市場の需要と成長の可能性、国内原料の使用、輸出削減の度合、これに伴う外貨の蓄積、民間投資誘引の利益の可能性などを検討させた。その結果今後の経済と技術の面から可能性のある対象として一八の産業を勧告した。この計画は

更に国際関税局 (AID) の資金によっても継続して行なわれ、一九六五年以後は工業省工業促進局の内部に一般的な技術経済の調査部が創設され、上記の USOM, AID 派遣工業関係顧問の指導のもとで、特にタイ国東北部の六地方につき技能と投資能力について、農業と鉱物資源を考慮に入れての工業発展の可能性を調査している。なお、地下資源については、後述する如く、南部地方以外を、いわゆる封鎖地区に指定していた関係もあって殆んど未調査の状態にあるが、担当は国家開発省の鉱物資源局であり、最近に至ってカンチャナブリー県の鉄鉱床の調査は西独技術陣で完了、また国連特別基金の援助で東北部メコン河西岸地区の調査がコロンボ計画とメコン下流開発委員会の下に英国海外地質学調査団の手で遂行されたという状況である。さらに錫鉱はタイの主要鉱物資源であるが、最近は石油資源についても、国家の手で行い、森林資源は王室林野局の手で、食糧農業の分野は政府と国連特別基金の共同出資による F. A. O が実施中という実情にある。

#### (口) 産業投資奨励法の制定とその運用

タイ国の産業投資奨励法の制定は、既述の如く第一次開発計画時から余りにも農業依存度の高い国民経済を改善するため、急速な工業発展とその近代化の政策をとる必要性が緊要とされたが、それに必要とする資金の調達は、貧弱な国家財政資金のみでは到底望むべくもないところから、国内の民間資本の活用と共に、外国資本の豊富な活用も不可避と判断し、一九五四年に「産業奨励法」を制定して、外資導入の基本方針を定めた。<sup>1)</sup>しかし同法では奨励産業に対する特典は、必ずしも明確ではなかったことと、その手続が煩雑であったために有効に利用されず、一九五八年までに九三件の申請に対し、同法の適用を受けることに定まったものは僅かに一件に止まるという実情であった。他方、タイ国では早くから活用してきた国家企業による工場も、大部分は膨大な赤字を示していた。

ところが、従来外国援助の大部分を占めていた米国の経済援助が、アメリカのドル防衛政策で急激に減少し、それに加えて悪るいことに輸出品の大宗とも言うべき米穀の輸出減退という事情が、著しく経済社会不安を生じたため、

一九五八年一〇月のクデーターが起り、新生のサリット政府は、産業構造の改革に積極策を取ることになり、米国だけだけでなく、広く西独、日本、世界銀行その他の外国資本を優遇勧奨することとなり、一九五九年四月、工業事業家と投資家を援助するための投資委員会を設置し、同年一〇月産業奨励法を制定した。しかし翌一九六〇年一〇月に産業投資奨励法として改正し、投資委員会をこの新法の実施機関とした。<sup>(2)</sup>それが更に一九六二年二月の現行の産業投資奨励法（Promotion of Industrial Investment Act B. E. 2505 (1962)（一九六五年一部改正））となったものである。その重要な点を要約すれば、次のようなものである。

(1) 奨励の対象となる産業 タイ国の国民経済にとっての重要度に依りて、A、B、Cの三類に分けて優遇措置をとる。先ずAグループの産業活動はタイ国経済にとって必要不可欠の業種に属するもので、政令によって当初は三八種が指定され、一九六三年八月と一九六五年一二月、一九六六年一二月などに追加指定して現在四一種のようである。<sup>(3)</sup>Bグループは、Aグループよりもタイ国経済に対する緊要度が低いもので、やはり政令によって指定されるもので、当初一八種であったが現在一九種となっている。<sup>(4)</sup>Cグループは、Aグループ及びBグループとして指定された以外の業種で、その範囲と規模、条件は、首相の承認の下に投資委員会の指定に委されるもので、現在八一種に及ぶとされる。<sup>(5)</sup>ただAグループとBグループの一定業種については、一九六四年七月末で新規の受付けを停止し、その他のもも一九六七年二月すなわち同法施行後五カ年で締切ることとし、それ以後は、Aグループ、Bグループに指定された業種のものも、Cグループと同じ特典しか与えないこととなっている。<sup>(6)</sup>

(2) 業種制限 上記の指定業種は、当初例示的であり、公示指定されされていない業種でも、その企業がタイ経済にとって有益と考えるときは、投資委員会の判断で同様の保護特典が与えられる。その場合、一九五五年一〇月二一日付の工業省告示による制限業種の規定は、本法の施行後においても効力を保有するものとなっている。それは次の

ような内容を有する。

- (イ) 政府が独占する事業……武器・弾薬の製造、煙草製造、鉄道経営、港湾事業、国内民間航空。
- (ロ) 政府との契約により行われなければならない事業……酒類製造、旅客輸送、電力業、水道業、電信業、電話業、探鉱採鉱業、採石業、鉱物油の採掘・精製業、林業、銀行業、保険業<sup>(7)</sup>。

(3) 適用企業に対する特典と保証 先ずその「特典」には、(イ)同法適用のすべての企業に当然与えられるもの、(ロ)業種により異なる特典、(ハ)投資委員会 (Board of Investment) の裁量によつ与えられるものの三種がある。(イ)のものには、必要土地の所有の特許的認可、建設資材などの輸入税減免、五カ年間の法人所得税免除、元本・利子の送金特典、雇用についての現地人受入強制の免除などであり、(ロ)は、タイ国内の生産不十分な原材料などの輸入税と事業税を全免半免、三分の一減免と差等をつけるものであり、(ハ)は、一定の期間を定めて輸入税、輸出税などの減免措置である<sup>(8)</sup>。

次に「保証」としては、第一にタイ国家は、こうした奨励対象者の産業活動に競合するような、産しい産業活動にたずさわらないことを保証していることであり、第二はタイ国は民間工業活動の収用または国有化を行なわないことを保証していることは (同法一八条)、多くの低開発国などにこうした事例が多く、外国投資家の最も不安とするところであるだけに、注目すべき保証と言えよう<sup>(9)</sup>。

(1) この事情は、第二次国家経済開発計画の前文に、次のように明確に言明している。すなわち「タイ国においては生産の増加は、政府自身が直接生産分野に参画することによってではなく、政府は育成援助された個々の市民の自覚的努力を通じて常に保証されるものであると確信する。したがって国家開発計画の基本は民間部門における経済成長を促進することであり、政府の資源は主としてかかる目標達成のため、農業および非農業の両部門の諸計画に振り向けられるであろう」と。こうし

て政府の工業開発計画は、民間工業企業を誘引するための社会資本の充実に集約する態度を強く打ち出している。工業技術の発展程度の迅速さに応じ得る生産技術を持たず、そのための熟練労働者と技術者を保有しない同国の実情からすれば、その急速な工業開発による国民経済の躍進を企図する限り適切な態度と言えよう。

(2) タイ国に対する外国資本の援助は、初期にはヴトナム戦争との関連で、アメリカの広義の軍事援助的意義のものが著しかったが、最近では日本が最も積極的であるが、稍々乱進出の弊を示し、警戒され、嫌悪され初めてきているようである。この外資にはもちろん政府援助の借款、贈与も、極めて大きい。が、広く一般工業の振興には民間投資が活発に入るのだから、その実効を現わさない。ナショナルリズムによるタイ経済人の活動を期待しながらも、やむを得ず採用している外資導入政策にひそむ弊の一つと見てよいであろう。

なお、米国の他の諸国の援助資金の消長、その投資分野などについての詳細は、外務省経済局編「低開発国経済の動向と南北問題」六二頁以下、原覚天氏「現代アジア経済論」一八九頁など参照。

(3) すなわち、このAグループとして指定されている業種は、精錬業、鑄鉄鋼、アスベストセメント、プラスチックパイプ工業、自動車、タイヤ・チューブ工業、家庭用電気器具工業、コンデンスミルク工業を除く四一業種とされる。

(4) Bグループは、電線ケーブル工業、家庭用電気器具組立工業、濃縮クリーム・牛乳工業の三種を除いて一九業種を指定するものである。

(5) Cグループは、前述のAおよびBグループ以外について、首相の承認の下に投資委員会が指定したもので、最初は六三業種であったが、一九六二年から六五年に亘り板ガラス工業、亜鉛板工業、内陸船舶運送業、近代精米業、プレハブ住宅、エンジン機械工業などを追加して八一業種となっている。

(6) その凡ての奨励工業に与えられる権利と便宜は次の如くである（同法一九条）。

(イ) 奨励対象者が、タイ国において登記された株式会社、有限会社または合資会社である場合には、そのものがその産業活動を遂行するために、他の法律（主として一九五四年の土地法）の許容限度を超えても、投資委員会が適当と認める限度内において土地を所有することが許される。

(ロ) その産業活動に必要な機械、部品、附属品に対する輸入国税の免除。これにはその産業活動に必要として設置されるプレハブ工場用構造物その他の建設資材などで投資委員会の認めたものを含むとされる。ただし価格と品質が略等しい類似

の資材がタイ国内で十分生産されるものはこの限りでない。

(ハ) 産業活動に必要な機械部品および附属品に対する取引税の免除。しかもそれは商人、生産者または輸入業者のいずれであつてもかまわない。

(ニ) 奨励対象者が法人である場合には、歳入法にもとづき当該法人がその製品の販売を行い、所得を得た納税期から起算して五財政年度の期間、その産業活動から得た所得に対する課税が免除される。しかしこの免税規定は産業活動の拡張に対する奨励措置を受けている奨励対象者には適用されない。

(ホ) 元本と利益などについて、送金開始の時期、送金通貨、送金額について制限はない。なお、その送金に対して政府または中央銀行の手数料も徴収しない。

(ヘ) 製品を外国へ輸出することは常に許可される。

(ト) 雇用に関しては、現地人受入れを強制する規制はしない。

(チ) 移民法の規定による永住者（特殊カテゴリーを除き二カ月以上の長期滞在者がこれに属する）数の枠（一国当り年二〇〇名）以外に、外国人熟練労働者または技術者、その他家族が、委員会の認可する人数だけ入国できる。

次に業種による異なる特典としては、国内生産不十分（品質または数量）な使用原材料および必要物資に対する五年間の輸入税と事業税は、Aグループ産業には全免、Bグループ産業には半額免除、Cグループ産業には三分の一免除とする。さらに委員会の裁量によって与えられる特典としては、(イ)委員会の認める期間、同一ないし類似製品の輸入禁止または輸入税引上げによる保護、(ロ)委員会の認める期間、製品輸出に当っての輸出税または事業税の減免による保護の二がある。

(7) 上記の外、一九四一年の職業保留法によって、仏像の製造、漆器の製造および黒金象眼製品の製造は、タイ国人でなければならず、また一定の手職、たとえば理髪師、美容師、バス、タクシーの運転手などには、同様の制限がある。

(8) この投資奨励法の詳細については、前掲、「東南アジア諸国の企業進出の条件」一二四頁以下、外務省経済局編「タイ」一一八頁以下など参照。

(9) 一般に開発途上国では、その政治的不安が存することが多く、植民地主義からの脱却、経済不安も加わり、屢々、革命、クーデター、政変が発生するだけに、外国投資家にとっては、没収、強制収用、それまでに行かなくとも、経済活動を極め

て困難にする変革が行われる。そこで、こうした外資の不安解消の保障を宣言することが行われるわけである。このことは台湾についても存したところである。拙稿「東南アジアの会社制度」法政研究三五卷五号九三頁以下参照。

#### (ハ) 工場立地規制

タイ国では、第一次開発計画以前には、工業が極めて貧弱であり、存するものは精米業その他の農産物などの加工業にとどまった。そして流通経済は主として華僑の手に握られていた状況であったので、主として大都市に多く存し、その立地の計画規制もさして必要でなかった。ところが、漸く工業化を敢行しなければ、その国民経済の急速な進展が期待できない事態となり、外資による近代工場の進出も現われることになったため、早くも一九三九年に「工場法」を制定して、工場の設置と運営を規制することとしたことは賢明であった、特に、既に過密都市化の傾向著しい首都のバンコックとトンブリ地区への工場新設を厳しく規制した功績は大きい。

すなわち、上記の工場法によれば、同法とその附属省令で指定する業種（現在一一〇業種）に属する事業を営む工場を設置また拡張しようとする者は、事前に工業省の許可を受けなければならないとし、ここに拡張とは機械の能力の増加、動力の増加、生産能力が二五%以上増大するような労働力の増加、敷地の一〇〇平方メートル以上の増加を指すとする。

以上のような工場の新設と拡張の申請は、バンコック、トンブリ地区内の場合には直接工業省へ、その他の地区の場合には、その所在地の郡役所に対して行なうものとし、必要書類としては、工場の立地を示す図面、建物と機械のレイアウト・プランなどとする。工業大臣は申請書の提出から三〇日以内に許可または不許可の決定を行うが、正当な理由があるときは、その決定の延期をすることがある。しかしその場合でも上記の期間内にその旨を通知することとなつ

ている。またその許可を与える場合でも、住民の安全または衛生のために必要な条件を附して行なうことがあることも明記している。

上記の許可を受けた工場主が、その操業を開始しようとする時は、事前に工業省に文書で通告し、検査官の検査を受け、操業開始許可証の交付を受けねばならぬ、同法では相当に大まかであるが、安全、衛生上の規制規定があり、もしそれに違反するところがあれば、関係官吏がその工場主また支配人に対し文書で、一定の期間内に必要な変更・修理などの措置を命じ得る。また人体・生命または衛生上の危険が緊迫していると認められた時は、その必要措置が講ぜられるまで、その工場全部または一部の閉鎖を命じ得る制度となっている。<sup>(1)</sup>

別に工場建設のため、必要な土地の入手が不可欠であるが、タイ国民は別とし、外国人または外国法人が、<sup>(2)</sup>タイ国内で土地を取得するには、一九五四年の制定にかかる「土地法」の規制を免れない。ただ既述の産業投資奨励法の適用を受ける工業については、適用除外が存するだけである。<sup>(3)</sup>

(1) この工場法の適用についての詳細に、前掲外務省経済局編、「タイ」一三二頁以下、鹿島平和研究会発行、「タイ・ビルマ」四一頁以下など参照。

(2) 一九五四年の土地法の適用上の「外国法人」とは、次の如きものを指称することとなっている。すなわち(イ)外資が全体の四九%を越えるか、またはその株主の過半数が外国人である会社、(ロ)その会員の過半数が外国人であるか、または主としてまたは専ら外国人の利益のために存在する協会(協同組合を含む)、(ハ)主としてまたは専ら外国人の利益のために存在する財団、(ニ)以上にかかげる法人であって外国人が支配人または理事になっているもの、とされている。

(3) この土地法では、外国人につき、いわゆる条約上の相互主義の原則のもとに、次の範囲の土地取得が認められる。居住一ライ(ライは一、六〇〇平方米)、商業一ライ、工業一〇ライ、農業一〇ライ、宗教一ライ、慈善五ライ、墓地〇・五ライ。

(二) 鉱業 開発

タイの地下資源は、全般的に言えば未開発・未調査でさえあると言える。それはタイ国は外国資本による競争的な漁りにより国民の資産とも言うべき鉱業資源が喰い荒らされることを極力おそれ、北緯一度以北、すなわち南部半島部以外の探鉱を、いわゆる保護鉱区として外国人の探索を拒否しつづけたためである。

しかし、このタイ国は既に一九一八年にタイ鉱業法を制定し(但し全国施行は一九四二年)、凡ての地下資源は国有財産であると宣言し、鉱業権(探鉱権と採鉱権)は、単に地上権的権利として設定れ、その鉱区内の森林伐採権は政府に保留されることとしている。従来、隣国のマレーシアに接するタイ国の南部半島部については、その製錬を永くマレーシアのビナンに運んで行っていたことでもわかるように、英資本その他による開発が早かった。しかしそれだけにタイ国の利益に帰することが少く、これが既述の如く、その他の地区の探鉱に外国資本が入ることを警戒拒否して、行政措置によっていわゆる封鎖鉱区として、鉱業権はタイ人へのみ与えられ、その外国人への転貸は鉱山局の許可を要するとし、その許可を与えない政策を採り続けさせる結果を招来したとも言えよう。しかもタイ人には、近代的探鉱の技術がなく、またその資金もないままに、前述のような未調査・未開発のまままで来たわけである。

ところが、鉱物資源の開発は、前述の長期経済開発の遂行上緊要となり、封鎖地域をも含めて鉱物資源調査を外国からの援助によって行なうこととなった。そして従来の如く外国人に附与を拒否していた封鎖地区でもタイ人優先の原則は維持しながらも、タイ人に希望者のない時は外国人企業者にも鉱業権を与える方針に転じた。さらに各国の新しい動向に応じ、タイ国も一九六六年一〇月の領海一二哩の宣言と共に、最近の領海内に対する海底鉱業権の申請を処理する特別委員会を創ってこれに対処するまでに至っている。<sup>①</sup>

(1) タイの鉱物資源の中で、最も経済性の高いものは錫で、インド洋側のブーケット島を始め、南部の半島部が中心で、鉱山数も最近増加して一九六五年には五七〇と称されるが、その中近代的経営のものは、英・豪人の経営で、華僑のものは多くは人力依存の域を脱しない小規模である。このタイ国も、一九五四年の国際錫協定に加盟しており、その生産額は一九五八年には一万一千屯であったものが、一九六五年には二万六千五百屯までのびてきた。又従来マレーシアのピナンに運んで精錬していたが、最近タイ国内で行うことにもなっている。

錫以外で最近伸びの著しいものは、鉄鉱石で、一九五七年までは一万屯以下であったものが、一九六五年には八三万屯の産出を見せるに至っている。

その他には鉛、ウォルフルム、石膏、マンガン、リグナイトなどがあるが、この国では石炭、石油などの燃料資源がないことは、国民経済上著しいマイナスを作っている。

## (ホ) 会社制度

### (1) 概説

タイ国はわが日本と異なり、民法と商法を別個の法典とせず、スイスやイタリヤなどと同じく「民法」を単一法で制定するという立法主義をとり、従って会社に関する規定は、民法(Civil and Commercial Code)の第二二編(一〇一二条ないし一二七三条)に「パートナーシップ及びカンパニー」(Partnership and Company)として規定され、その会社の種類として、その構成員の責任が有限であるか、無限であるかによって ordinary partnership, limited partnership, limited company の三種を定める(同法一〇一三条)。すなわち、わが日本の合名会社、合資会社、株式会社に相当し、大陸系に属する有限会社の制度を認めていない。

而して、前述の民法第二二編は、第一章一般規定(一〇二二―一〇二四条)、第二章オーデイナリー・パートナーシップ(一〇二五―一〇七六条)、第三章リミテッド・パートナーシップ(一〇七七―一〇九五条)、第四章リミテッド・

カンパニー（一〇九六―一二四六条）、第五章レジスタード・パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ及びリミテッド・カンパニーの清算（一二四七―一二七三条）に分け、第二章は、さらに一節定義、二節パートナー相互間の関係、三節パートナーの第三者に対する関係、四節オーディナリー・パートナーシップの解散と清算、五節オーディナリー・パートナーシップの登録、六節レジスタード・パートナーシップの合併の六節に分けて規定し、第四章は一節リミテッド・カンパニーの性質と設立（一〇九六条以下）、二節株式及び株主（一一一七条以下）、三節管理（一一四四条以下）、四節監査（一二〇八条以下）、五節行政監督（一二二五条以下）、六節増資と減資（一二二〇条以下）七節社債（一二二九条以下）、八節解散（一二三六条以下）、九節合併（一二三八条以下）、一〇節通知（一二四四条以下）、一一節抹消会社の登記簿上の削除（一二四六条以下）の各節に分けて定める。

先ず同国の会社法一般について見れば、前述の三種の会社を通じて社團理論の上に組立てることなく、契約理論の上に立っている点で、英米系統の会社法の系列にあると言える。このことは同法一〇一二条で、リミテッド・カンパニーを含めて、「二人又はそれ以上の者が共通の事業のために連合することに同意する契約」と表現する点に現われている。しかし英国などと異なり、むしろ我国と同じくオーディナリー・パートナーシップも、その構成員から完全に独立した法人と定める。すなわちタイ国では、前記の三会社は、凡て法人格を保有するものである（同法一〇一五条）。そして、これらの会社は、凡て商業登記規則に従って登記し、それを官報に公告することによって、對抗要件を完備したこととなり（同法一〇一六条、一〇二一条）、その登記事項は真実であるとの推定規定を設けている（同法一〇二四条）。

しかしタイ国の会社が、商業活動を行うためには、前述の会社設立登記だけでは足りず、商業登録法（Commercial Registration Act）による商業登録を行い、さらに歳入法（Revenue Code）によって、営業税のための登録を行なうこ

とを要求されていることを附記しなければならぬ。<sup>①</sup>

(2) リミテッド・カンパニー

タイ国のリミテッド・カンパニーは、わが国の株式会社と相当する制度であることは勿論であるが、授權資本制を採用せず、資本の払込は全額払込制度ではなく、分割払込の制度をもち、株主は有限責任制であることは当然であるが、取締役については無限責任をとることを勧奨している点では、わが国では既になくなった株式合資会社の実に近いものとも言える。取締役資格条件を定めないことは、台湾、などと異なり、わが日本と同じだが、ただ、定款で資格株を定めることができることに止まる。取締役会を設ける点も同様であるが、その取締役の下に管理人又は委員会をおくことができることなどを明文で定めいることは、同国に古くから存する英国系会社の商慣行を移入したかに見える。株主総会は定時のものは年一回であることは、アメリカ会社法と同じく、わが国の年二回のものが通例であることと対象的である。上記のことと関連して、タイ国の株式会社の会計年度は、十二月とされる。法定準備金には、わが国の利益準備金にあたるものが存するが、資本準備金にあたるものを要求していない。さらに管轄大臣に対して行政監督の権限を定めていることは、わが国の会社制度の私的自治に委する点と著しく対照的であり、これは台湾、フィリピン、インドシアなどの開発途上国の会社法令と共通である。社債制度が存するが、株式について授權資本制を採用しないことと同じく、株主総会の特別決議事項としている点は、わが旧法と等しい。以上は、概括的にタイ国の株式会社制度の特色を掲記したのであるが、以下、各制度について比較解説したい。

(a) 設立 設立には、わが国と同じく七名以上の発起人が定款を二部作成して、全発起人がこれに署名することとしている(タイ民商法一〇九七条、一〇九九条)。ただ定款の二部作成を要求するのは、登記所に提出さすためであり、わが会社法は原始定款については公証人の認証を要求するが(日商一六七条)、タイ国ではこの制度がない。ただこの発起

人の署名は、二人の保証人の証明が入要とされることは、注目すべき点であろう（タイ民商法二〇九九条一項）。その定款の記載事項は、(一)会社名（末尾に必ずリミテッドなる語を付すること）、(二)会社の本店のおかれる王国内の場所、(三)会社の目的、(四)株主の責任は有限であるという宣言、(五)会社が登記しようとしている株式資本の額およびその一定額の株式に分割された額、(六)発起人の氏名、住所、職業、署名および引受株数、の六項目であり、わが国の如き相対的必要記載事項についての現定（日商二六八条）がないが、タイ民商法二一〇一条は、「リミテッド・カンパニーの取締役の責任は無限責任であるを可とする。その場合定款中にその旨が記載されなければならない。取締役の無限責任は、彼が退任した日以後二年を経た時に終了するものとする」としているので、この事項が加わることがあるだけである。各発起人は少くとも一株以上の株式を引受けることを強制していることは（タイ二一〇〇条、日二六九条）同様で、しかもその引受け株数は前述のように原始定款の必要記載事項となっている。次いで株式募集に入るわけであるが、その募集は、定款の登記以前には行い得ないものとし（二一〇二条）、その募集関係書類は凡て発起人が署名したものでなくてはならぬとして、無責任な募集広告などの行われることを戒め、さらに募集文書は公表以前に登録されることを要求し、その場合に、わが国の商法一六八条に相当するような事項のある会社は、それを明記することを要求している（タイ二一〇三条）。すなわち(一)定款の内容、(二)会社の登記以前に各株式につき金銭で支払われるべき金額（少くとも四分の一）、(三)優先株のあるときのその株数と総額、その優先権の性質と範囲、その発行される理由、(四)金銭以外の物（現物出資）による場合の割当株式数、その出資物の財産目録など、(五)準備費（創立費）の額又は見積額、(六)発起人報酬、その支払理由、(七)会社の発起・管理・将来の事業等に関連して発起人が発起人自身の名によると、会社の名によるとを問わず為した重要契約の性質と範囲の全項目の七項目がこれである。タイでも株式は設立登記以前に全部引受けを受けなくてはいかぬことは（二一〇四条）、わが国の昭和二五年の改正前と同じく、株式は額

面株しか認めず、しかもその額面以下での発行はできないが、プレミアム付きの発行は定款に定めるときは認められる(一一〇五条一項)。ただ払込は四分の一で差支えないが(一一〇五条二項)、プレミアムの部分は最初の払込みと一緒に行われることを要求している。全株式の引受があれば、発起人は遅滞なく引受人総会を招集し(一一〇七条)、その総会では次のような事項が処理されることを要求している。すなわち(一)会社規約のある場合はその採択、(二)発起人の行った契約、費した経費の承認、(三)発起人に対して支払いが行なわれる場合その額の決定、(四)優先株が発行される場合は、その株数の決定、それに付随する優先権の性質と範囲、(五)金銭以外の出資に割当てられる株式の種類(普通又は優先株)、その株式数、その見返りとして行われる役務や財産の目録の承認、(六)最初の取締役と監査役の選任、それぞれの権限の決定の六項目を列記している(一一〇八条)。その決議方法は引受人総員数の半数を含み、その保有株式総数の半数以上とする(一一〇九条)。この引受人総会終了後、取締役会が発起人と引受人に払込を行なわせることとする(一一一〇条)、わが国が創立総会以前に払込をも行わせることにしている点と著しく異なる。設立発記は総会后三カ月以内に行うことが要求され、それができない時は会社が不成立となったものとして、申込者から受取った金銭は割引なしに払戻さなくてはならず、三カ月を過ぎた時から取締役は連帯して利子をつけて払戻すべきものとする(一一一二条)。なお会社の発起人は、上記引受人総会で承認されなかった債務と支出の全てに対し連帯無限責任を負うものとしている(一一一三条)。また一方株式引受人は会社の設立発記後は、錯誤、強迫、詐欺を理由として、その株式引受の取消し請求ができないとする点(一一一四条)、わが立法と同じ(日商一九一条)。(b)株式と株主 タイの株式会社は一株の金額は五〇バーツ(日本円に換算して約一、〇〇〇円)を下り得ないとし(一一一七条)、株式の分割は許さないが、共有は認める(一一一八条)。分割払込制をとるために(一一一〇条)、必要とするときに、取締役は各株主に払込請求を行なうことになるが、その払込催告は少くとも二日前に書留便で

通知することとされる(一一二二条)。その支払日におくれた株式の所持人は遅延利子を支払う義務があるが(一一二二条)、その遅延者に対しては更に適当な期間をおいてその払込金と利子との支払を催告し、その不履行のときは株式が没収されることを附記すべきものとし(一一二三条)、取締役はその期日以後に没収宣言の権限を与え、その没収された株式は遅滞なく競売によって売却して、その売上金は払込金と利子に充当し、剰余金があれば株主に返還する(一一二四条、一一二五条)。株券は交付されるが、その株券につき五〇サタン(日本円に換算して一〇円)を起えない手数料を徴収できるものとする(一一二七条)。その株式は記名式と無記名式の双方を認めるが、記名株式でも、会社規約に別段の定めのない限り、会社の同意を要せずに譲渡できる(一一二九条一項)。ただその譲渡は、文書で行われ、譲渡人と譲受人の双方が署名し、さらに少くとも一名の証人が必要であるとし、会社と第三者に対しては株主名簿の記載されるまで効力がないとする(一一二九条二項)。すなわち、会社だけではなく、第三者に対しても、株主名簿の記載を對抗要件としていることは注目すべき点と言えよう。しかも会社は払込催告中の株式の譲渡については登録拒否ができ(一一〇三条)、株式の譲渡人は、その株式の未払込金については、その株式譲渡後二カ年間は払込責任が継続するとする(一一三三条)。無記名株は、株式の払込後にのみ発行を認め、それは株券の引渡しのみで譲渡できる(一一三四条、一一三五条)。また無記名株を記名株券に変更請求することも認める(一一三六条)。ただ取締役が会社規約にもとづいて資格株を持つ場合は、記名株でなければならぬとされる(一一三七条)。株主名簿は年次総会の直前の一四日間閉鎖できることとされる(一一三二条)。なお、優先株の優先権の変更不能(一一四一条)、無条件に自己株所有、質取得を禁じている(一一四三条)。

(c)管理 会社の管理と運営は、定款と会社規約の定めるところに従って、株主総会の統制の下に取締役によって行われる(一一四四条)。会計監査のために監査役がおかれる。ただ代表取締役において、これに代表権を集中付与する規

定はなく、取締役会の判断で、管理人または委員会に、その権限の一部を委譲できるといふ制度としている（二一六四条）。株主総会は会社設立後六カ月以内に、またその後毎年一回招集されるほか、取締役または株式総数の五分の一以上にあたる株主の請求によって臨時総会を招集することができる（一一七一条、一一七三条）。その総会での通常決議は、株式総数の四分の一を代表する株主が出席して、その過半数でできる（一一九〇条以下）。ただ特別決議の方法は複雑で、連続二回の総会付議を要する。すなわち第一回の総会で先ず提案される決議事項の内容は、総会招集通知に含まれていることを要し、この決議事項について投票権数の四分の三以上の多数で可決されること、さらに第二回の総会が、その後十四日以上六週間内に招集され、その通知には前総会で可決された決議の全文が含まれていることを要し、第二回目の決議は投票権数の三分の二以上の多数で可決されることとされている（一一九四条）、この特別決議事項は、資本の増加と減少、社債発行、定款と会社規約の変更、解散、合併とされる（二二二〇条、二二二九条、二二二六条、二二二九条など）。勿論特別利害関係人の議決権行使禁止の制度もある（二一八五条）。取締役は毎年その三分の一が退任しなければならぬが、再任を妨げない（二一五二条）。監査役は毎年改選され、これも再任を妨げない（二二〇九条）、貸借対照表と損益計算書は、毎年一回以上作成され、監査役の監査を経て総会に提出され、その採択後は、その写しを登記官吏に送付しなければならぬ（一一九六条以下）。配当は総会の議決を要するが、取締役は随時仮配当ができることとしている（二二〇二条）。準備金は毎年の利益の二〇分の一以上と株式のプレミアム発行のプレミアム部分を積立て、その総額は資本の十分の一に達するまでとなっている（二二〇二条）。

取締役の任務遂行については、「その事業の経営について、注意深い事業家として勤勉でなければならぬ」とし、特に次の事項については連帯してその責任を負うものとする。(一)株主による株式の払込が実際になされること、(二)法の定める帳簿、書類の備付およびその規則的記帳、(三)法の定める通りの配当または利子の適正な分配、(四)総会の決議

の適正なる執行の四つがこれである。またこの外、取締役は総会の同意なしに、会社の商取引と同性質で競争するよ  
うな商取引にたづさわったり、その種の会社の無限責任パートナーとなることを禁止している（一一六八条二項）。

(d)行政監督 タイ民法中の株式会社では既述の如く、その第五節一二一五条以下に、極めて強い行政監督の発動を  
認める制度をおいていることは注目すべき点である。すなわち(一)先ず会社株式の少くとも五分の一を持つ株主からの  
申請があるときは、管轄大臣は、一人もしくはそれ以上の権能ある調査官を任命して、会社の業務を調査させ、その  
報告をさせることができる。しかも大臣は、その調査官の任命前に、申請書に調査費用支払の保証を提供することを  
要求できる（一二二五条）。そして会社の取締役、従業員及び差配人には、この調査に対して、その保管する帳簿、  
書類などの提出の義務を負わせている（一二二六条）。こうして調査した調査官は、担当大臣の指示によって報告書  
作り、その写しは大臣によって会社の本店、支店、その調査申請株主に送付される。(二)さらに担当大臣は自己の判断  
で必要と認めるときは調査官を任命して、会社の業務について政府に報告せしめる権限があることである（一二二九  
条）。

(e)増資と減資 特別決議で、これを株主総会が定める（一二二〇条）。そして原則として、現在株主に新株引受権が  
存する制度をとる（一二二二条）。ただ、資本減少は、総額の四分の一以下に下げることが禁止している（一二二五条）  
また減資の通知は少くとも七回地方紙に広告し、会社の知る債権者全員に通知し、三カ月の間に異議申立の機会を与  
えなくてはならぬものとしている（一二二六条）。

(f)社債 社債も、特別決議を経なければ発行できず（一二二九条）、その総額は資本金の払込総額以内とし（一二三〇  
条）、一口の金額は五〇バーツを下ってはならぬとする（一二三二条）。

(g)解散・合併 会社の解散は、規約に終期の定めのある場合、破産、裁判所による解散命令（創立総会の手続の瑕疵、

登記後一年以上の休業、損失回復の見込みのない場合、株主が七入以下となった場合のほか、総会の特別決議によってもなされる(一二三六条、一二三七条)。合併も特別決議によることを要し、いずれも一四日以内に登記が必要である(一二三八条以下)。

なお、一二四六条以下に休眠会社の登記簿上の削除の制度をおいていることも注目すべき点であろう。すなわち、登記官が順当な理由をもって会社が事業を行っていないか、活動をしていないと信じた場合は、その会社に書面を送り、その事実を審問すべきものとし、この書面に一カ月以内に解答なきときは、更に十四日以内に書留便を送付し、しかも一カ月以内に応答なきときは、その会社を登記簿上から抹消できることとしている(一二四六条)。

### (3) オーデナリー・パートナーシップ

これは、わが国の合名会社に相当し、法人格が与えられた会社制度であるが、全てのパートナーがその会社の債務について連帯して無限責任を負うものである(一〇二五条)。各パートナーは会社に対し出資しなければならぬが、その出資は、金銭その他の財産、または役務などでもよいとされる(一〇二六条)。しかもその出資は等価と推定する規定を行なっている(一〇二七条)。金銭以外の財産出資の中には、その「財産の使用」のみを出資とすることも認め、その場合、その引渡と賠償、不足分の責任、立ち退き義務、責任不在条項などについては、タイ民法中「財産の借用」についての規定によるべきものとの明文もある(一〇二九条)。また財産の所有権を出資とするとは、同様の事項につき、これまた民法の「売買」の規定によるものとする(一〇三〇条)。

その他、パートナー相互の関係(一〇二六条以下)、パートナーと第三者との関係(一〇四九条以下)は、わが国の合名会社の場合の内部関係と対外関係のそれとほぼ同じい。その他、解散、清算、合併などについても特記すべき点がない。

(4) リミテッド・パートナーシップ

これも、わが国の合資会社の制度にほぼ等しく特記解説の要がない。

(1) タイ国内で、製造、販売、サービスその他一定の商業活動を行わんとする者は、その本店（外国に本店のあるものは、主な支店）の所在地を管轄する商業登録事務所に、その事業の明細を登録させる制度をとっているのが、この商業登録法である。

その主な登録事項は、事業主の氏名、年齢、国籍および住所、事業の種類、本・支店と倉庫などの所存地、資本の額、株式数、その一株の金額、役員の名住所、事業開始の日、事業の譲受があった場合は、その譲渡人の氏名、住所、譲渡年月日、譲渡理由である。登録事項に変更があったときはも同様とし、登録申請が受理されると、登録証明書が交付され、事業主はこれをその事業所の見やすい場所に掲示すべきものとされる。また登録後三〇日以内に本店および支店の事務所の正面にタイ文字（外国文字を含んではならない）で事業所の名称を示す看板を掲げなければならないとする。この商業登録料は六〇バーツ、登録事項変更のそれは一回二〇バーツであり、この登録書類の閲覧は一回二〇バーツ、謄本の交付は五〇バーツとされている。

(2) タイ国会社法についての邦訳は、盤谷日本人商工会議所経理部会発行の「タイ国会社法」訳文によったが、不相当と考えた訳語は適宜変更したことをことわっておきたい。

(へ) 公社制度

タイ国では、既に述べた如く、早く国营の企業を設けて、農業本位の国民経済の上に、近代国家を企図したことは、あたかも日本の明治維新直後と似ていたのである。しかし官業の非能率、管理の不手際などから、著しく赤字経営もふえたこともあって、これを純官営からはなして、企業的に運営を行なうべきであるとして、独立企業体化への途

を歩むことにしたのが、仏曆二四九六年政府公社設置法の制定である。同国で現在正確でないが約百余の公営企業があり、しかもそれが基礎部門のみに止まらず、消費部門にまで亘って広い範囲で存するところが特徴であり、しかも近代国家の基礎条件の整備、国民経済上の重要拠点の把握ということではなく、単に安易な財政収入の確保を企図したのも少なくないことが、この国の特色として特に目立つところである。

以下、その中でも重要な公社制度についてのみ記述することにする。

(1) タイ国有鉄道法 同法は「仏曆二四九四年タイ国有鉄道法」(仏曆二五〇二年タイ国有鉄道法二号で改正)により独立法人となったものであるが、同国の交通省鉄道局から事業譲渡を受けて成立し「国および国民のために鉄道事業の振興を計りまた鉄道輸送に係る業務および鉄道事業のためになるその他の事業を遂行する」ものと定められている(同法六条)。主たる事務所をバンコックにおく。当初資本金は、上述の鉄道局からの現物出資と国予算からの三千万バツその他より成るものとし(一二条)、その職員は刑法上の公務担当官としての身分を持ち家(一八条)、国税法上の税を免除される(一九条)。その業務はタイ交通大臣の全般的監督下に立つが(二三条)、その運営のために「タイ国有鉄道委員会」をおく。それは委員長一名と四名ないし六名以内の委員により構成されるが、その任命は内閣が行うものとする(二四条以下)。その任期は四年とし、再任を妨げない(二八条)。この委員会でタイ国有鉄道総裁を任命し、その総裁は職務上、上記の委員となる制度をとっている(三一条)、同法三八条以下に政府との関係を特に一章を設けて規定し、先ず、その業務遂行は「国および国民の利益と安全を考慮する」ことを明記し(三八条)、一定の事業事項(例えば新線建設、中・廃止、資本金の増減、借入金、運賃などの基準)は、内閣の認可権を保留し(三九条)、經理、予算などの監督制度を定めている(四〇条以下)。

(2) タイ電話公社法 本公社は仏曆二四九七年二月二四日公布の「仏曆二四九七年タイ電話公社法」にもとづき

創設され「国および国民のために電話事業の振興を計る」もので、バンコックに主たる事務所をおく法人である(六条、七条)。その資本金は、当初一億バーツとし、政府が適当と認めた金額を定期的に支出することとしている(一〇条)。この公社も、委員長一、委員四〜六名の構成になる電話公社委員会(内閣任免)において運営し、その委員の任期を五年としている。その委員会は内閣の認可を得て理事長を任命して、その運営に当らしめる組織である(三二条)。

(3) 地方電力公社　これは仏暦二四九七年四月六日に、同国憲法第九五条と既述の仏暦二四九六年政府公社設置法第三条の規定にもとづいて制定された「仏暦二四九七年地方電力公社設置に関する勅令」によって創設された公社で、同勅令による「電力事業」の中には、運送事業と映画事業を含むものとされることは特記すべき点であろう(三条)。運営は内閣の任命する委員長、公社の理事長の外四名以上六名以内の経営委員会を中核として行なうものとしている(二三条以下)。

(4) 地方改良復興公社　この公社も憲法改正法九五条と仏暦二四九六年の政府公社設置法三条により制定公布された仏暦二四九八年六月一八日の「仏暦二四九八年地方改良復興公社設置に関する勅令」にもとづいて創設されたものである(四条)。その略称も「O・B・T H」と法定している(四条)。その目的は(一)地方都市または地域における土地および建物の改良復興において、国民に対し役務を提供し、土地および建物を、地方の利益になるように造成し、法人または個人の管理のもとにある土地および建物の改善を奨励し、または歴史的、芸術的、あるいは自然的方面で留意すべき価値のある建物、場所および風景の保存を行なうこと、(二)国の経済上の利益および国民の援助のために、土地および建物または土地の改良復興、建築物の建築装飾に要する事業を行うものとする(六条)。その資本金は一億バーツを超えない金額として、政府は当初資本金として一千万バーツを支出し、また適当と認めた金額を定期的に

増加支出するものと定める（八条）。その運営には、委員長、公社理事長、大蔵省代表の外四名以上八名以内の内閣任命の経営委員会を置いて担当させている（二三条）。

(5) 食品加工公社 この公社は仏暦二四九八年「食品加工公社設置に関する勅令」によるもので、法定略称を O. S. R. と定め（四条）、その目的とするところは（一）加工食品製造のための原料の調達、（二）政府および国民の需要に応じ得るだけの加工食品の製造、（三）政府および国民の希望にそい得るように食生活水準の改善向上のための業務を行うものとされる（六条）。これも資本金一億バーツとし、当初五百万バーツを支出し、以後適宜支出するという形式をとり（八条）、委員長、副委員長、公社理事長、大蔵省代表一、その他委員一二名以上一五名以内の内閣任命の経営委員会を置いて運営する点は、上記の公社と同様である。

(6) その他の諸公社 その他にも、仏暦二四九八年四月一四日の倉庫公社設置令による倉庫公社、仏暦二四九九年七月一日の勅令による林業公社、仏暦二四九八年七月一日の勅令によるガラス公社、同日付の電池公社設置の勅令による電池公社、鞣革公社、織物公社があり、運輸公社（仏暦二四九六年九月八日勅令）、市場公社（同二四九六年十一月一九日勅令）などから動物園公社（仏暦二四九七年二月一五日勅令）などまで存する賑やかさである。<sup>(1)</sup>

(1) タイ国の公社制度に関する関係法令は、アジア経済研究所発行の「タイの公営企業関係法」（アジア研、研究参考資料第三九集）に詳細に記載されている。なお、一九七一年は仏暦二五二一年に該当する。

### (ト) その他の産業関係法

産業活動に関して、重要な役割をになっているタイ国の金融制度としては、先ず（一）中央銀行として Bank of

Thailand がある。同行は一九四二年の創設で特殊法人で資本金二千万バーツ、全額政府出資とし、総裁及び副総裁は政府の勧告にもとづいて国王の任命または解任するところである。しかし、真の銀行の銀行としての中央銀行としての役割を果すものとなっていない現状にある。(一) 商業銀行としては、一八八八年に出た香港上海銀行を最初とし、外国銀行一三行 (日本の銀行としては三井銀行と東京銀行の二行)、それに地場銀行一六行を数える。(二) 特殊銀行としては一九六四年に「貯蓄銀行法」<sup>(1)</sup> によって設立された政府貯蓄銀行、一九五九年の法で創設された工業金融公社、一九五三年の「政府住宅銀行法」による政府住宅銀行、一九四七年の創設にかかる農業組合銀行などがある。(三) 保険会社は外国系が多いが、その総数一七七社に及ぶと称される。庶民金融機関としての質屋の多いことは、東南アジア諸国の共通の特色でもあるが、タイ国についても同様で、一九六二年の質屋法で規制監督している。

外国為替については、一九四二年に制定された「為替管理法 B. F. 2485」にもとづき、大蔵省省令、中央銀行制定規則で処理されているが、取扱いはいはタイ銀行と公認銀行 (地場系一六行、外国銀行一三行) を指定して実施している。

労働法は、一九五六年のビブン政権時代から漸く整備され、東南アジア諸国の中では最も進んだものとなっていたが、一九五八年のサラット政権の成立と共に凡て廃止され、労働組合の結成も禁止されてしまった。ただ労働保護に關するもののみを残したにすぎなかった。その後一九六五年に労働紛争解決法の制定を見ている。<sup>(3)</sup>

なお、税制は、一般諸国のように、所得税、法人税などの外に、取引税の負担が極めて大きく、輸出と輸入税も漸くきびしくなっている。<sup>(4)</sup> 関税制度と並んでタイ国でもダンピング防止法が存することを特記しておきたい。すなわち一九六四年に制定されたダンピング防止法は、国内産業保護のためにダンピングを行った商品に対して関税率を引上げるという措置をとるものであり、大蔵次官を長とする常設委員会によって運用される。業者がこの委員会にダンピ

ング防止の要請を行ったときは、委員会はその商品の価格について検討し、結論を大蔵大臣に提出する。大臣は輸入品がダンピングされ、それが国内産業に悪影響あるときは、一年間に限り、その商品の関税率をダンピング防止に有効と認められる率まで（但し最高は一〇〇％）上げることができるといふ仕組である。ただ、単にダンピングの事実があるというだけでは、この防衛措置を発動させず、それによって市場攪乱、消費者の利益が害されるなどの弊があるときに初めて発動するものとしていることは注目すべき点と言えよう。<sup>(5)</sup>

(1) この銀行制度の詳細は、筆者などの視察団の報告書として発表した「東南アジア諸国への企業進出の条件」（福岡経済同友会発行、四三年一〇月）二二二頁以下、外務省経済局編「タイ」（世界各国経済ハンド・ブック七巻、一〇七頁以下など）参照。

(2) これらの特殊銀行の業務と組織についての詳細は、前掲の外務省経済局編、「タイ」一一三頁～一一六頁参照。

(3) 詳細は、外務省編「タイ」一三四頁以下。福岡経済同友会、前掲書二五二頁以下。隅谷氏「アジアの労働問題」

(4) 税制については、鹿島平和研究所発行の「タイ・ビルマ」四九～五二頁参照。

(5) タイの関税制度、更に保税制度などについては、外務省の前掲書八〇頁以下及び八四頁以下に割に詳細である。

### 三、結 び

以上わが国と最も親密な関係を永く維持しているタイ国の産業関係法令の概略を紹介し、特に株式会社制度について、わが国との比較をしたのであるが、農業国から急速に脱皮しようとして、一方年間三％の人工自然増を示す国として、概して言えば適切かつ賢明な法制による指導を行い、その効果も目覚ましいものをして来たと言えよう。